

第2期北海道滝川市基本計画

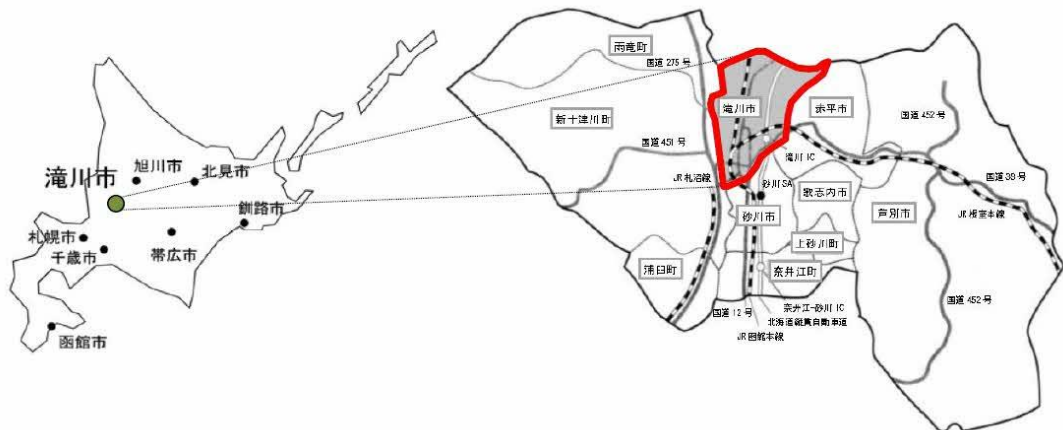
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における北海道滝川市の行政区域とする。面積は、概ね11,590ヘクタール（滝川市面積）である。

本促進区域は、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

滝川市は、北海道の中央西部に位置し、東は赤平市、西は石狩川を挟んで新十津川町・雨竜町・妹背牛町、南は空知川を挟んで砂川市、北は深川市と接している。

地形的には、市の南部を国内屈指の長流石狩川と第1支流の空知川が合流し、両河川の流れによって発達した沖積平野と河岸段丘及び丘陵地帯から成り立っている。

気候的には、亜寒帯湿潤気候に属する。年間平均気温は7.8℃であり、札幌より2℃、東京より9℃ほど低い。また、年間降水量は1,217.5mmであり、温帯湿潤気候である東京より少ないものの、同じ北海道の札幌より多少雨が多い。また、航空管制の制約が少なく、飛行に必要な上昇気流も多いことから、スカイスポーツが盛んなまちである。

自然災害の状況としては、直近10年における震度3以上の地震の発生回数が2回と少ないことや台風の接近回数も極めて少なく、自然災害のリスクが低い地域であるほか、内陸であるため津波の心配もないことから、工場等の安定稼働が確保できる地域といえる。

②インフラの整備状況

交通インフラについては、鉄道が、北海道の主要鉄路である札幌や旭川を結ぶＪＲ函館本線が通っているため、特急利用で札幌から約50分、旭川から約30分、新千歳空港から約100分とアクセスが良く、上下線とも概ね30分間隔で運行されるので、利便性が高い。

また、道路網は、札幌から旭川に向う国道12号、道東へ繋がる国道38号、日本海へ通じる国道451号と各方面への結節点に位置し、さらに、高規格幹線道路は、道央自動車道が通り、滝川インターチェンジを有しているため、札幌から約60分、旭川から約35分、新千歳空港から約90分、旭川空港から約75分で移動が可能である。

このことから、優位な交通条件を背景に、北海道における交通の要衝となっている。

	重要地	距離 (高速利用)	時間 (高速利用)
空港	旭川空港	約80km	約80分
	丘珠空港	約90km	約70分
	新千歳空港	約130km	約90分
重要港湾	留萌港	約70km	約60分
	石狩湾新港	約105km	約90分
	小樽港	約125km	約90分
	苫小牧港	約145km	約100分
主要都市	札幌市	約90km	約60分
	旭川市	約50km	約35分



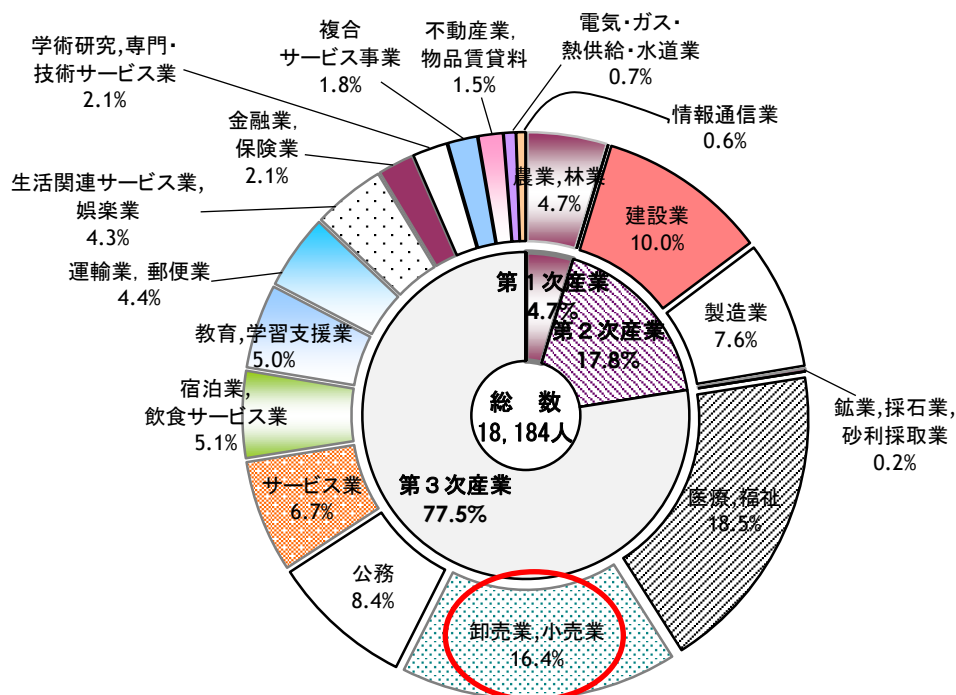
③産業構造

滝川市の産業別就業者数は、令和2年では、第3次産業が14,092人(77.5%)と最も高く、次いで第2次産業の3,236人(17.8%)、第1次産業の854人(4.7%)となっている。

基幹産業の一つである農業では、水稻、小麦、大豆等が主要作物である。また、搾油用に栽培している作物でありながら、今や日本有数の作付面積を誇り、滝川の観光資源になった「なたね(菜の花)」は、景観の素晴らしさから、観光客も多く、「菜の花まつり」には、約72,000人(令和5年)の観光客が訪れている。

なお、農業を基幹産業としながらも、商業機能の集積や流通機能の拠点から、卸売・小売業も盛んな地域であり、最も事業所数が多い産業である。

■産業（大分類）別就業者数の割合（令和２年）



【出典】総務省統計局「国勢調査」

■事業所数及び従業者数（単位：事業所, 人）（令和３年）

	産業（大分類）	事業所数	従業者数
1	卸売・小売業	407	3,359
2	宿泊業・飲食サービス業	249	1,255
3	生活関連サービス業・娯楽業	189	702
4	建設業	181	1,547

【出典】総務省 統計局「令和３年経済センサス活動調査」

④人口分布の状況

滝川市の人口は、旧江部乙町との合併や近隣市町の産業の発展とともに増加を続け、昭和60年に52,004人となったが、近隣産炭地の炭鉱の相次ぐ閉山とそれに伴う関連産業の衰退が要因となり人口減少に転じ、令和5年8月末日現在で37,563人となっている。しかし、減少率は近隣他市町に比べると低い状況にある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、水稻をはじめとする各農産物の収穫量で北海道内の上位に位置し、特に、なたねの作付面積は北海道内で1位に位置（令和4年度北海道農林水産統計公表）するなど、農業が基幹産業の一つとなっている。高品質な農畜産物がまちの特産品となっていることから、食品関連産業や地域商社分野の経営基盤を強化し、地域活力の増進を目指す。

また、当該地域は札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、国道12号・38号・451号、北海道縦貫自動車道及びJR函館本線・根室本線が通っていることから、道央・道北・道東・日本海側の主要都市を結ぶ交通の拠点となり、古くから交通の要衝として商業機能や流通機能が発展し、中空知地域の産業の中心として位置づけられている背景から、物流・流通業の集積を生かした、新たな企業の進出及び雇用の安定化を目指す。

さらに、当該地域は、昭和56年の水害を契機に、「グライダーによるまちづくり」を進め、日本有数の本格的航空公園「たきかわスカイパーク」を有するなど、空との親和性の深いまちである。最近では、航空宇宙関連産業の市内進出もみられており、成長産業分野での関連産業の進出、新規投資を促進するとともに、経済活力を維持するための安定した雇用の実現を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	270百万円	—

(算定根拠)

- ・北海道内の1事業所当たりの平均付加価値額が46.1百万円（令和3年経済センサス活動調査）であることから、それよりやや高い47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.393倍の波及効果を与えることにより、促進区域で270百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・270百万円は、促進区域の全産業付加価値（535億円）の約0.5%、製造業の付加価値（21億円）の約12.8%に当たり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域の平均所得額を設定する。
- ・北海道滝川市基本計画における現状の値は、地域経済牽引事業の承認実績がないため、記載しない。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	47百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	4件	—
地域経済牽引事業の雇用創出数	—	20名	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が４，６１１万円（北海道の１事業所あたり平均付加価値額（令和３年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１０．０％又は２人増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では重点促進区域は定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①滝川市の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野
- ②滝川市の農畜産物や特産品を活用した農業・食料関連産業
- ③滝川市の農産品等を活用した農商工連携・地域商社分野
- ④滝川市の地理的特性を活かした航空宇宙関連分野

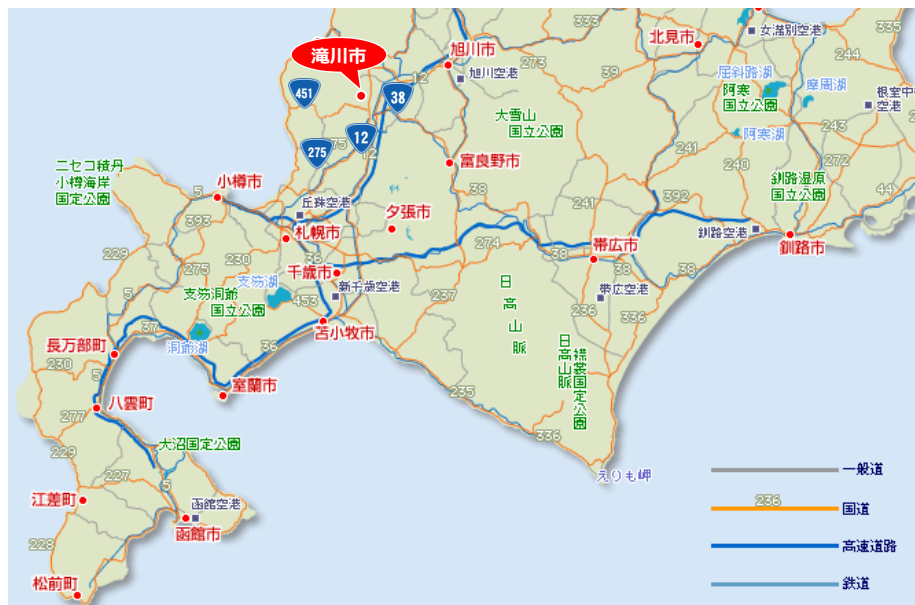
(2) 選定の理由

①滝川市の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野

滝川市は、函館市を起点とし、札幌市や旭川市を經由して稚内市に至る延長約681kmの北海道縦貫自動車道（道央自動車道）が通り、滝川インターチェンジが設置されているとともに、道央・道北方面へ国道12号、道東方面へ国道38号、日本海側へ国道451号など、各方面への結節点に位置し、交通利便性に優れていることから、自動車による輸送条件が整っている。

さらに、鉄道交通に関しても、札幌や旭川を結ぶJR函館本線と、滝川と富良野を結ぶJR根室本線が通っている。また、滝川駅がコンテナ貨物の取扱駅として、1日1往復の札幌貨物ターミナル駅と北旭川駅を結ぶ高速貨物列車が停車することから、鉄道による貨物輸送も利便性が高い。

特に、これらの交通インフラによって札幌・旭川の二大都市まで約60分圏内にあること、北日本最大の国際拠点港湾の苫小牧港まで約100分、その他重要港湾である小樽港、石狩湾新港、留萌港まで約90分圏内にあること、さらに、24時間空港である新千歳空港をはじめ、旭川空港や札幌飛行場まで約80分前後の圏内にあることは大きな優位性であり、流通関連企業が複数集積している一因でもある。



具体的には、本市には、運輸業・郵便業の事業所数が４５件、従業者数が７６３人、また、卸売・小売業の事業所数が４０７件、従業員数が３，３５９人となっている。全産業に占める物流及び流通関連企業の割合は、事業所数で２３．０％、従業者数で２０．３％（令和３年経済センサス活動調査）と多い。

この交通インフラの優位性等により、本市は道央空知地域の物流の結節点として機能している。この道内各地から効率的に農産物等を集荷できる立地条件や能力、交通インフラ、物流・流通機能等の特性を生かすことができれば、本市を起点に海外需要の獲得を目指す農業者や中小食料品製造事業者等に対し様々なメリットをもたらすことができる。

以上を踏まえ、交通インフラを生かした物流関連産業の高付加価値で地域経済に波及効果が高い事業を創出し、市の産業に好循環をもたらし、地域の稼ぐ力の底上げを図る。

②滝川市の農畜産物や特産品を活用した農業・食料関連産業

滝川市は農業が基幹産業になっており、主要農産物は、米（ゆめぴりか・ななつぼし）を中心に、幻の小麦ハルユタカ、日本有数の生産量を誇るなたね、キタワセそば、大豆などのほか、「なばな」、「りんご」、「トマト」、「いんげん」、「アスパラ」、「ごぼう」など、蔬菜類に関しては多品種生産を行っている。

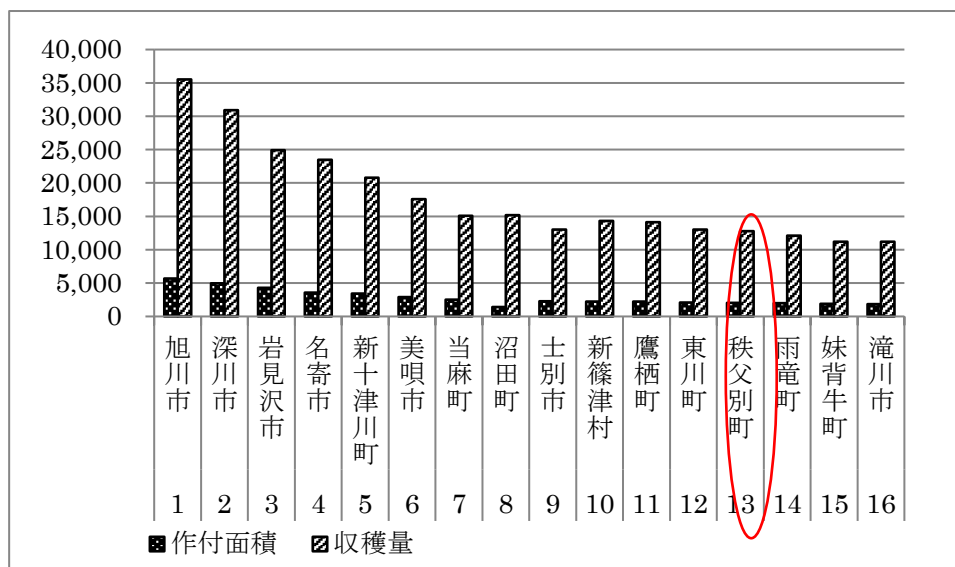
また、畜産の面では、あいがもの生産やホクレン滝川スワインステーションによるＳＰＦ豚の生産のほか、松尾めん羊牧場において、めん羊の飼養も行われているなど、多様な農産物が生産されている。

■滝川管内 主要農産品目別一覧（令和４年）

品名	作付面積	収穫量	備考（主な品種）
水稲	1,850ha	11,200t	ゆめぴりか 722.0ha ななつぼし 609.2ha えみまる 36.1ha きらら397 29.0ha
小麦	946ha	2,880t	きたほなみ 620.2ha ハルユタカ 211.5ha ゆめちから 88.9ha 春 よ 恋 48.2ha
大豆	349ha	553t	ユキシズカ 93.3ha スズマル 84.3ha とよみずき 71.9ha
たまねぎ	35ha	1,250t	
そば	301ha	100t	
なたね（ササキナネ）	154ha	509t	

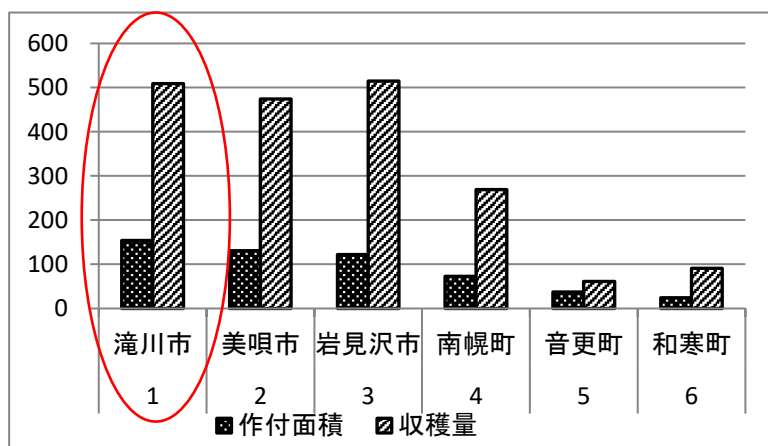
【出典】農林水産省統計部「作物統計」、滝川市農業再生協議会調べ、JAたきかわ調べ

■令和4年産水稻の北海道内市町村別収穫量（単位：ha, t）



【出典】農林水産省統計部「作物統計」

■令和4年産なたねの北海道内市町村別収穫量（単位：ha, t）



【出典】農林水産省統計部「作物統計」

さらに、特産品としては、北海道を代表する郷土料理のひとつである味付ジンギスカンが有名であり、滝川市は「味付ジンギスカン発祥の地」と言われている。

滝川市内には「松尾ジンギスカン」、「小林ジンギスカン」、「アイマトン」の3社のジンギスカンメーカーがあり、まさにジンギスカンのまちと言える。

これらの農畜産物や特産品を活用した農業・食料関連産業は、卸売業、運輸業、飲食業、小売業など様々な産業への波及が期待できる分野である。

以上のことから農畜産物や特産品を活用した農業・食料関連産業を行う事業を支援し、地域経済に波及効果が高い事業を創出することによって、地域経済の活性化を目指す。

③滝川市の農産品等を活用した農商工連携・地域商社分野

前述のとおり、滝川市は農業が基幹産業となっており、多様な農産品の生産を行っている。日本の農産品については、アジアを中心に海外からも根強い人気があり、特に北海道産の農産品は圧倒的なブランド力がある。

過去には市内の事業者が、経済産業省の事業を活用し、滝川市の農産品の付加価値を高め、海外輸出の体制を確立した事例もある。具体的には、平成27年に経済産業省の「農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業」に市内の卸売事業者が採択され、本事業で最新式氷点冷蔵保管設備を導入することで、予冷技術が向上し、農産物の鮮度保持輸送が可能となったほか、保管機能の向上により、天候、気候条件、出荷可能期間などに左右される農産物等の需給アンバランスが解消され、効率的・安定的に供給できる体制（コールドチェーン）が構築された。

これにより、滝川市内および北海道産の農産品を効率的に集荷・加工し、北海道外へ販売を行っているほか、香港、アメリカ等へ輸出を行うことで、販売額を伸ばしている。

以上のように、農産物・食品の新たな市場開拓を促進しつつ、生産から加工（高付加価値化）・流通（販路拡大）・販売（売上増）までを効果的に循環させることができる高付加価値で経済波及効果が高い事業を創出することによって、地域経済の活性化を目指す。



④滝川市の地理的特性を活かした航空宇宙関連分野

滝川市は、航空管制の制約が少なく、飛行に必要な上昇気流も多いことから、スカイスポーツが盛んなまちであり、日本有数の航空公園（たきかわスカイパーク）には、全国からグライダー愛好家を始めとした多くの人々が来場し、年間約24,000人が訪れている。近年ではグライダーの搭乗とワーケーションを組み合わせた「スカイワーケーション事業」に

滝川市として取り組む中で、令和5年には同事業を通じて市内でグライダーの賃貸業の起業が実現するなど、グライダーに関連した企業の進出もみられている。また、宇宙関連分野においては、前述の航空管制上の制約の少なさを活かした飛翔実験や、近隣自治体でのロケット開発を行う企業との連携が可能であることなどの地理的特性を有することから、小型人工衛星のエンジンを開発する企業の市内進出もみられている。

こうした企業の進出により、関連企業のさらなる市内進出および市内製造業への波及効果も期待され、成長産業分野での地域経済活性化を目指す。



出典：たきかわスカイパーク HP

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような滝川市の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や滝川市独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減免措置の制定等

滝川市では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、「滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例」を制定している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、

不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税を対象としている。

②企業立地促進のための低利融資

滝川市では、経営の近代化に資する事業用地の取得資金及び工場等又は機械設備の設備投資資金を図ることを目的とした「産業立地資金」と、起業、事業規模の拡大、事業の多角化、業種転換及び新技術、新製品等の開発、活用等を行う中小企業者等に対し、必要な運転資金及び設備資金の調達を支援し、企業の事業活動の成長に資することを目的とした「産業創造パワーアップ資金」を整備しており、低利での融資が可能である。

③産業創造支援事業補助金

滝川市、滝川商工会議所、江部乙商工会、たきかわ農業協同組合、北門信用金庫の5団体で構成された滝川市産業活性化協議会では、滝川市内において新たに創業する方や新分野展開、業態転換にチャレンジし、意欲的に経営力強化に取り組む事業者に対して、その取り組みに要する費用の一部を補助する補助金を整備している。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

○研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、研究機関や支援機関が保有している情報であって、開示可能な情報については、インターネット等により公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内及び滝川市産業振興部産業振興課内において、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道及び庁内関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①滝川市産業活性化協議会との連携

地域経済牽引事業の促進にあたっては、滝川市、滝川商工会議所、江部乙商工会、たきかわ農業協同組合、北門信用金庫の5団体で構成された滝川市産業活性化協議会と連携を図る。

②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁によ

る中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税等の 減免措置	制定済み、運用	同左	同左
②企業立地促進の ための低利融資	制定済み、運用 ・中小企業特別融資 制度 ・産業立地資金	同左	同左
③産業創造支援事 業補助金	募集・運用	同左	同左
④北海道産業振興 条例に基づく助 成措置	運用	同左	同左
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①研究機関や支援 機関が有する分 析・解析結果、技 術等の情報提供	随時実施	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	設置済み、運用	同左	同左
【その他】			
①滝川市産業活性 化協議会	随時開催	同左	同左
②賃上げ促進支援	随時実施	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、滝川市産業活性化協議会、滝川商工会議所及び金融機関など、地域の支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①滝川市産業活性化協議会（滝川市・滝川商工会議所・江部乙商工会・たきかわ農業協同組合・北門信用金庫）

産業創造支援事業補助金やTAKI-BIZ（タキビズ）相談窓口の設置により、地域の産業支援を行うとともに、雇用促進を図っている。

また、平成29年度から、創業塾「TAKI-BIZ Cafe（タキビズカフェ）」を設け、起業を希望する方々に対し、創業にあたっての基礎知識や手続のほか、経営、財務、人材育成、販路開拓など、専門家の指導と相互の情報交換を通じた創業をサポートしている。

②滝川商工会議所

上記①の滝川市産業活性化協議会に参画し、地域経済の発展を図る事業に取り組むとともに、ターゲット市場の見つけ方、ビジネスモデルの構築の仕方、売れる商品・サービスの作り方、適正な価格の設定と効果的な販売方法について、創業支援事業計画の策定、許認可・手続き、コア事業の事業展開の可能性や関連企業への拡大可能性を支援している。

③株式会社北洋銀行

滝川市と株式会社北洋銀行は、地方創生に関する地域経済の活性化に資する事業などの実施において、積極的な連携及び協力を行うことによって滝川の発展に寄与することを目的に、包括連携協定を締結している。

④北門信用金庫

上記③の株式会社北洋銀行と同じく、滝川市と北門信用金庫は、地方創生等に関する包括連携協定を締結し、産業支援や雇用機会創出等に、株式会社北洋銀行と相互連携する中、各種事業に取り組んでいる。

また、滝川市産業活性化協議会にも参画し、個々の事業者の相談に応じるほか、専門機関等との橋渡しなどにも取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、

地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分配慮して行う。

さらに、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、滝川市は平成16年10月に滝川市環境基本条例を制定し、また、令和3年3月に「第2次滝川市環境基本計画・地域行動計画」を策定するなど、環境の保全に対して独自の制限を設けており、引き続き、条例及び本計画に基づき環境の保全に配慮した上で地域経済牽引事業の促進を行う。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

（３）その他

①PDCA体制の整備等

PDCA体制の整備等は、進捗状況について、滝川市産業振興部を中心に関係部署と情報を共有し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証結果を取りまとめ、計画の見直しを図る。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道滝川市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。